

平成 28 年 2 月

法人のお客さま 各位

法人に係る利子税（地方税）廃止の取扱いについて

平成 28 年 1 月 1 日から法人にかかる利子割（預金利子等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されました。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行っておりませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人のお客さま（個人事業主を含む）、法人税を申告していない団体名義のお客さまにつきましては、従来通りとなります。

▼源泉徴収について

普通預金・通知預金・納税準備預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息」より、定期積金・定期預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降の満期日および中途解約時にお支払する預金利息」より地方税を特別徴収いたしません。

期 間	平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日お支払分まで
税 率	20.315% 国税 15.315%※地方税 5%	15.315% 国税 15.315%のみ

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

▼ご注意

- ・この内容は、制度開始前の平成 27 年 12 月時点の情報をもとに作成しております。
- ・今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。
- ・本書の「法人のお客さま」にか「権利能力なき社団等の団体名義のお客さま」を含みません。
- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁のホームページ等でご確認ください。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱いにつきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。